

山口県報

平成25年
7月30日
(火曜日)

目次

- 告示
指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課)……………二
- 道路の区域の変更(道路整備課)……………二
- 道路の供用の開始(道路整備課)……………二
- 道路とみなされる道の指定(建築指導課)……………二
- 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(二件)(住宅課)……………三
- 県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正(物品管理課)……………五
- 公告
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………五
- 選管告示
不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示の一部改正……………五

山口県告示第304号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成二十五年七月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所



二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

山口市徳地串字西ヶ谷東平二二八五の二、一二八五の三、一二八五の四・字西ヶ谷西平二二九九の三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

周南市大字大潮字芋堀二二二の三、字合羅三三〇(次の図に示す部分に限る。)、

三三二、三三三、字葉ノ内六一九、六二〇、字堂瀬ノ尾一〇五一の一、一〇五四、一

〇五五の一、字芋堀東一〇六六、一〇六七、字東入道二二六一から二二六七まで、大

字鹿野上字神楽ヶ谷二九五、大字鹿野下字林六一七の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

周南市大字大潮字芋堀二二二の三(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十五年七月三十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

道路の種類 一般国道
路線名 二六二号
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
山口市宮野下字上湯津一〇二九の三 地先から 同市宮野下 同字一〇三〇の二地 先まで	旧	最狭 二八・四 最広 三〇・六	四一・八	
	新	最狭 二八・六 最広 三二・二	四一・八	道路改良工事の 完了による。

道路の種類 県道
路線名 宮野上山口停車場線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
山口市宮野下字清宗七九八の二地先 から 同市宮野下字上湯津一〇三〇の二 地先まで 及び 山口市宮野下字上湯津一〇三〇の一 二地先から 同市宮野下字棚ノ下一〇〇八の一 地 先まで	旧	最狭 最広		
	新	最狭 一五・九 最広 三一・四	三三〇・四	道路改良工事の 完了による。

山口県告示第三百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年七月三十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 二六二号	山口市宮野下字上湯津一〇二九の三 地先から 同市宮野下 同字一〇三〇の二地先 まで	平成二十五年七月 三十一日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 宮野上山口 停車場線	山口市宮野下字清宗七九八の二地先 から 同市宮野下字上湯津一〇三〇の二地先 まで	平成二十五年七月 三十一日

山口県告示第三百七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第二項に規定する道を次のとおり指定する。

平成二十五年七月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

名 称	起 点	終 点	道路幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	指定年月日

最狭 二九・八〇
最広 一八九・二
一般国道二六二
号の道路の区域
(重用)

立野一六号	光市大字立野字宅 庵迫二九九地先 地先	光市大字立野字宅 庵迫二九九地先 地先	四・〇	一〇三・九	〃
立野一七号	光市大字立野字堂 ノ下一一六四の二 地先	叶松一〇九地先 光市大字立野字前 四・〇	四・二	一八五・三	〃
立野一八号	光市大字立野字正 田一二七九の五地 先	光市大字立野字中 用作一二二四の四 地先	一〇・〇	六一六・一	〃
立野一九号	光市大字立野字下 曾屋九一四の二地 先	光市大字立野字上 曾屋九二八の四地 先	七・六	二二八・五	〃
立野二〇号	光市大字立野字中 村九四八地先	光市大字立野字定 四・〇	四・五	六三三・〇	〃
立野二二号	光市大字立野字下 定徳一〇〇〇の一 地先	光市大字立野字本 安一〇二一の地先	五・六	二二九・三	〃
立野二三号	光市大字立野字下 定徳九九二の一 先	光市大字立野字定 四・〇	五・〇	七一〇	〃
立野二四号	光市大字立野字大 下一九七七の一 地先	光市大字立野字神 ノ前一八九九地先	四・〇	一〇五・一	〃
立野二五号	光市大字立野字四 郎丸三二七地先	光市大字立野字四 郎丸三三八地先	四・〇	一五〇・一	〃

山口県告示第百八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、稗田県営住宅新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十五年七月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 稗田県営住宅新築工事

- (一) 工事場所 下関市山の田北町五〇番一
- (二) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積	戸 数
鉄筋コンクリート造	地上六階建	一、九六三平方メートル	三〇戸

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。))を受けていること。
 - 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成二十五年七月二十九日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(建築一式工事の数値が八百以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状

- (一) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (二) 申請書等の提出場所
山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一号
- (三) 申請書等の提出期間及び時間
平成二十五年八月十五日から同月二十日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十五年九月三日までに発送する。
- (五) その他
この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課(電話〇八三一九三三―三八七〇)にすること。

山口県告示第三百九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、福岡県営住宅新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十五年七月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 福岡県営住宅新築工事
- (一) 工事場所 下松市旗岡三丁目三番
- (二) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積	戸 数
鉄筋コンクリート造	地上五階建	二、〇八二平方メートル	三〇戸

- 二 経営規模等入札参加資格
- 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。
- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である

こと。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。)(二)の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。))を受けていること。
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成二十五年七月二十九日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(建築一式工事の数値が八百以上であること)。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。)
- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (三) 申請書等の提出場所
山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
平成二十五年八月十五日から同月二十日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十五年九月三日までに発送する。
- 四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課（電話〇八三一九三三三―三八七〇）にすること。

山口県告示第三百十号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成二十五年山口県告示第五十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「サーバ用プリンタ」を「サーバ用プリンタダスト・ヨウ素モニタ」に改める。



（二五九）特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十五年九月四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年七月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年七月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人おもしろファーム

代 表 者 の 氏 名 末富 秀史

主たる事務所の所在地 宇部市新天町一丁目二番二六号

山口県選挙管理委員会告示第三百三号

不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示（平成四年山口県選挙管理委員会告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月三十日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

「下松市大字西豊井一三五二の七」を「下松市新川二丁目一番一号」に改める。



平成二十五年七月三十日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁